

支え合い、地域とともに発展する皆様を
商工会は多方面からしっかりとサポートします！

補助金（小規模事業者）を活用しました！

補助金を活用して更に魅力ある事業を展開している
佐藤勇吉商店様と茂助様をご紹介します。



Voice
01

有限会社
佐藤勇吉商店 様

今まで自社のホームページもなく、お店の PR になかなか力を入れることができませんでした。今回は、もっと広く地域の方に「勇吉」を知ってもらいたいとの思いから補助金活用に踏み切りました。手提げ袋や店名シール、宣伝パンフレットの作成を実施し、お店の宣伝を行うことで、既存のお客様から新規のお客様まで「勇吉」の魅力を伝えることができました。今回の補助金を皮切りに今後も PR 活動に力を入れていきたいと思います。



Voice
02

有限会社 萩野
茂 助 様

お客様からの強い要望と今回の補助金の後押しがあり、今までデッドスペースだった空間を一新し、『居酒屋スペース～誠 sei ～』を設けました。チラシの折り込みも合わせて実施し、デザインに力を入れて茂助らしさをいただける空間を提供できたことで若年層の顧客を取り込むなど販路開拓に大きな一歩を踏む出すことができました。

裏面も
ご覧下さい

黒崎商工会をもつとご活用ください。
気軽にご相談できるコンサルタントとして

マル経融資制度を利用しました

仕入や諸経費支払いのための資金が不足し、資金繰りを改善するため 150 万円の運転資金を申し込みました。

この融資制度は、貸付利率が低く、無担保で保証人も必要なく、信用保証料も掛かりません。

返済期間は 7 年を選択し、毎月の返済負担も少なく大変助かりました。

Voice
03

事業主 A さん

マル経融資（小規模事業者経営改善貸付）とは

商工会が推薦し、無担保、無保証人で日本政策金融公庫が低利で融資する大変有利な融資制度です。

- 融資限度／2,000 万円
- 貸付金利／1.3% (H28.8.1 現在)
- 返済期間／運転資金は 7 年以内、設備資金は 10 年以内

常時使用する従業員が 20 人以下（商業・サービス業の場合は 5 人以下）であること
商工会の経営指導を原則 6 ヶ月以上受けているなどの条件があります。

毎月の記帳業務を 代行してもらっています

Voice
04

事業主 B さん

自分で記帳業務を行っていましたが、日々の記帳で不明点も多く、仕事も忙しく、元帳の整理も面倒で不完全な状況でした。商工会の職員に勧められ、毎月の記帳業務を代行してもらうことにしました。

日々の現金出納帳を記入しておけば、あとは現金出納帳と通帳を商工会に提出するだけ。商工会の職員がチェックし、科目記入をし、必要な仕訳をしてくれ、コンピューターで打ち出した元帳や試算表が作成されます。手数料も安く、確定申告では個人事業の青色申告特別控除の 65 万円控除が受けられるようになり、記帳業務をお任せして良かったです。

記帳業務の代行、指導について

商工会では、毎月事業主の皆様から現金出納帳等を預かり、コンピューターで処理する記帳機械化業務を行っております。記帳機械化では複式簿記により、収支、財務が明確になります。個人事業の青色申告特別控除 65 万円控除が可能となり、所得より控除されることにより、所得税、住民税等の節税につながります。

また、記帳機械化だけでは無く、青色申告の仕方、帳面のつけ方、決算申告の仕方、年末調整の仕方など相談を受け付けています。

労働保険（労災保険・雇用保険）の 業務委託をしました

Voice
05

事業主 C さん

労働保険業務を商工会に委託しています。雇用保険の手続きを商工会を通して行うことになり、直接ハローワークに行かなくてもよくなりました。労災事故発生時には提出書類の書き方をアドバイスしてもらいました。

商工会に事務委託することで、事業主が労災保険特別加入することができ、労災事故時の不安を解消しました。また、元請企業からの事業主の特別加入の要望に応えることもできました。

労働保険の事務委託について

従業員を 1 人でも雇用する事業主は労働保険に加入しなければなりませんが、手続きが煩わしいなど事務処理に困っている場合は、商工会に事務委託することをお勧めします。商工会は労働保険事務組合となっており、事業主の労災保険特別加入も可能です。